

諮問番号：個人情報保護諮問第1号

答申番号：川情審査個情答申第1号

答 申

第1 審査会の結論

- 1 川口市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、請求人が開示を請求した保有個人情報の全部について開示又は不開示の決定（部分開示決定を含む。以下同じ。）を行っていないものであるため、妥当ではない。
- 2 実施機関は、請求人が開示を請求した保有個人情報のうち、本件処分により部分開示決定をした保有個人情報以外の保有個人情報の全てについて、開示又は不開示の決定を行うべきである。

第2 審査請求に至るまでの経緯

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、未成年者である〇〇〇〇氏（以下「本人」という。）の法定代理人として、平成29年3月22日、実施機関に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「平成27年〇月〇日に起きた事故から今日までの本人及び請求者に関する報告内容（学校での会議報告、教育相談の記録）等すべて 〇〇中学校」の開示を請求した。
- 2 上記請求に対し、実施機関は、平成29年4月11日、条例第19条第1項の規定により、「生徒指導委員会文書中・教育相談会議文書中の生徒個人名およびクラス」を「条例第16条第3号に該当 開示請求者以外の者の情報で公開することにより、当該開示請求者の者（「当該開示請求者以外の者」の誤記と解される。）の正当な権利利益を害するおそれがあるため」との理由で不開示とする部分開示決定（本件処分）を行った。
- 3 請求人は、平成29年6月30日、実施機関に対し、本件処分について審査請求をした。
- 4 実施機関は、平成29年9月12日、条例第30条第1項の規定によ

り、当審査会に諮問した。

第2 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

請求人は、開示された文書以外にも対象となる文書が存在するはずであるとして、開示請求書に記載した文書を開示することを求めた。

2 実施機関の弁明

実施機関は、平成29年9月12日付け弁明書により、次のとおり弁明した。

- (1) 開示請求があった「平成27年〇月〇日に起きた事故から今日までの本人及び請求者に関する報告内容（学校での会議報告、教育相談の記録）等すべて 〇〇中学校」について、生徒指導委員会の議事内容及び教育相談部会の資料を部分開示したが、不服申立てがあったので再調査したところ、学校長の相談員への聞き取りから、請求人が平成27年度第3学期頃、さわやか相談室に相談していたことが判明した。
- (2) しかし、その時の相談記録は、〇〇中学校では学校長の運用により1年保存とし平成29年3月に廃棄しているため、開示請求された文書は、本件部分開示決定をした文書以外存在していない。

3 請求人の反論

請求人は、実施機関の弁明に対し、平成29年10月13日付け反論書により、請求人は〇〇中学校のさわやか相談室に相談したことはないと主張し、学校長が相談員から聞き取りしたのであればその根拠となる書類を開示するよう求めた。

4 実施機関の弁明の補足

実施機関は、平成29年11月13日付け弁明書（補足）により、弁明の補足として、平成27年度第3学期頃請求人がさわやか相談室に相談していたと弁明したが、その後、再度学校長に対し相談員への聞き取りを依頼したところ、当時の相談員は（請求人が）学校に来校したという記憶であり、（請求人が）誰に相談したのかは記録がないので分からないこと及び学校の教員に相談したとしても保護者からの相談は記録を残していないことが判明した旨述べた。

第3 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年月日	経過
平成29年9月12日	諮問書の受理
平成29年11月21日	実施機関からの意見聴取、請求人による 口頭意見陳述、審議
平成30年1月25日	実施機関からの意見聴取、審議
平成30年2月23日	審議
平成30年3月12日	審議

第4 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- 1 実施機関は、請求人が開示請求をした「平成27年〇月〇日に起きた事故から今日までの本人及び請求者に関する報告内容（学校での会議報告、教育相談の記録）等すべて 〇〇中学校」に該当する文書は、生徒指導委員会文書（「平成27年度 第12回生徒指導委員会」と題する文書）及び教育相談会議文書（「平成28年度 第1回教育相談部会」から「平成28年度 第26回教育相談部会」までの各文書及びその資料）であるとして、部分開示決定（本件処分）をした。
- 2 しかるに、当審査会の審査の結果、請求人が開示請求をした「平成27年〇月〇日に起きた事故から今日までの本人及び請求者に関する報告内容（学校での会議報告、教育相談の記録）等すべて 〇〇中学校」に該当する文書には、処分庁が部分開示決定をした上記1の各文書のほかに、教育相談申込書、教育相談記録、災害報告書、児童生徒別給付一覧、川口市学校給食休止（休止解除）申請書（平成29年2月17日付け）、出席簿（平成27年度及び平成28年度）及び中学校生徒指導要録があることが判明した。
これにより、実施機関は、請求人が開示を請求した保有個人情報の一部についてのみ部分開示決定を行っていたことが明らかになった。
- 3 実施機関は、保有個人情報の開示請求があったときは、開示請求のあった保有個人情報の全てについて、開示又は不開示の決定を行わなけれ

ばならない。

しかるに、本件処分は、審査請求人が開示を請求した保有個人情報の全部について開示又は不開示の決定を行っていないものであるため、妥当ではないといわざるを得ない。

実施機関は、請求人が開示を請求した保有個人情報のうち、本件処分により部分開示決定をした保有個人情報以外の保有個人情報の全てについて、開示又は不開示の決定を行うべきである。

以上

平成30年3月12日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊